

育児休業給付金を申請される事業主・被保険者・社会保険労務士の方へ

職場復帰・他の子の産前休業を開始すると
育児休業給付金は終了します。

事務連絡漏れにより給付金の回収が増えています。訂正に際しては事務担当者やご本人の負担が大きくなりますので、申請の際には下記の点について該当していないか確認いただいてから手続きをしていただきますよう、ご協力お願いします。

① 職場復帰

職場復帰をすると、給付金はその前日までの支給となります。最後の申請の際には職場復帰後の出勤簿（タイムカード）の提出をお願いします。

② 他の子の産前（もしくは産後）休業の開始

他の子の産前休業を取得する場合・・・産前休業開始の前日まで支給
産前休業を取得しない場合・・・出産日まで支給

③ 離職もしくは週20時間未満での職場復帰

令和7年4月1日以降に離職（週20時間未満となることによる資格喪失）した場合、離職日までを支給対象とするよう、取り扱いが変更となりました。

せっかく振り込まれたのに～



手続きした後に訂正する場合・・・

訂正願・確認書類を提出後、支給単位期間の全額を返金していただき、その後改めて支給処理を行います。

（支給対象外の期間のみの返金ではありませんのでご注意ください）